

平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	株式会社 ヤマダ会計	(フリガナ) あなたの氏名	キュウヨ タロウ
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	東京都葛飾区立石1-12-11 ヤマダビル	あなたの住所又は居所	東京都葛飾区柴又〇-〇-〇



保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印
				氏名	あなたとの続柄			
〇〇生命	終身	終身	給与太郎	給与太郎	本人	新	70,000	円
△△生命	養老	10年	給与太郎	給与花子	妻	新	120,000	円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 70,000	Aの金額を下に計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		① 37,500	計(①+②)	③ 40,000	円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 120,000	Bの金額を下に計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		② 50,000	②と③のいずれか大きい金額	④ 50,000	円
介護医療保険料	〇〇生命	養老	10年	給与太郎	給与太郎	本人	110,000	円
(a)の金額の合計額		C 110,000	Cの金額を下に計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ 40,000	計(④+⑤)	⑥ 27,500	円
個人年金保険料	●●生命	積立	19年	給与花子	H47 7 7 妻	新	30,000	円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D 0	Dの金額を下に計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑦ 0	計(④+⑤)	⑧ 27,500	円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 30,000	Eの金額を下に計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑨ 27,500	⑧と⑨のいずれか大きい金額	⑩ 27,500	円
計算式Ⅰ(新保険料等) ※		計算式Ⅱ(旧保険料等) ※		生命保険料控除額計(⑧+⑩+⑪)(最高120,000円)		117,500 円		
A,C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額				
20,000円以下		A,C又はDの全額		25,000円以下				
20,001円から40,000円まで		A,C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで				
40,001円から80,000円まで		A,C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで				
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印
地震	△□損保	地震	5年	給与太郎	地震
				給与太郎	本人
Aのうち地震保険料の金額の合計額				B 78,000	円
Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額				C 0	円
地震保険料控除額		Bの金額(最高50,000円) + Cの金額(Cの金額が10,000円を超える場合は、C×1/2+5,000円) ※		D 50,000	円

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担している人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
国民年金	日本年金機構	給与花子 妻	48,780
国民健康保険	葛飾区	給与太郎 本人	39,270
合計(控除額)			88,050 円

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	120,000
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	120,000 円

※「注意」新保険料と旧保険料では計算式が違います。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

添付 ※生命保険料、地震保険料など各種保険料控除については、証明書を添付して下さい。 ※住宅借入金等控除をする場合、「住宅借入金等特別控除申告書」と「年末残高証明書」を添付して下さい。

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

配

給与の支払者受付印

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	株式会社 ヤマダ会計	(フリガナ)	キウヨ タロウ
	給与の支払者の法人番号		あなたの氏名	給与 太郎
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	東京都葛飾区立石1-12-11 ヤマダビル	あなたの住所又は居所	東京都葛飾区柴又〇-〇-〇

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
 ◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	*1	7,800,000	円	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	<input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)	<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)	区分 I	A
--------------------	----	-----------	---	----	---	--	--	------	---

配偶者	(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	*2	200,000	円	区分 II	2
	キウヨ ハナコ	111111111111111111	50年7月7日	<input type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭24.1.1以前生)	①				
	給与 花子	同居	老人控除対象配偶者(昭24.1.1以前生)	<input checked="" type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳未満	②				
			非居住者である配偶者	<input type="checkbox"/> 38万円超85万円以下	③				
			生計を一にする事実	<input type="checkbox"/> 85万円超123万円以下	④				

合計所得金額の見積額の計算表	あなたの合計所得金額(見積額)	配偶者の合計所得金額(見積額)					
所得の種類	収入金額等④	必要経費等⑥	所得金額(④-⑥)	所得の種類	収入金額等④	必要経費等⑥	所得金額(④-⑥)
給与所得(1)	10,000,000		7,800,000	給与所得(1)	850,000		200,000
事業所得(2)				事業所得(2)			
雑所得(3)				雑所得(3)			
配当所得(4)				配当所得(4)			
不動産所得(5)				不動産所得(5)			
退職所得(6)		(退職所得控除額)	(④-⑥)×1/2又は(④-⑥)	退職所得(6)		(退職所得控除額)	(④-⑥)×1/2又は(④-⑥)
(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)	(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)~(7)の合計額			7,800,000	(1)~(7)の合計額			200,000

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

⇒ 上記の*2欄に転記してください。

		区分 II										
		①	②	③	④(*2の見積額を参照してください。)							
		85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下			
区分 I	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額	380,000	円
配偶者特別控除の額	0	円

* 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

注意 ※給与所得の「所得金額」の計算にあたっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参照。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。